## 足場の組立て等作業特別教育・作業主任者技能講習

作業者(直接の作業者) → 特別教育の資格が必要 作業主任者(指揮監督者) → 技能講習の資格が必要

・・・・特別教育について・・・・・

労働安全衛生規則の一部改正により、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。)が特別教育を必要とする業務に追加されました。

(平成27年7月1日から適用)

よって、上記業務に従事する労働者に対して、特別教育を行わなければならないことになりました。 (労働安全衛生規則 第36条39号)



### 学科講習科目と時間数

1和時日年日で明的鉄	•	
学 科 講習科目	時間数	合計
1. 足場及び作業の方法に関する知識	3時間	
2. 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	30分	6 時間
3. 労働災害の防止に関する知識	1時間30分	○ 1441目1
4. 関係法令	1時間	
講習終了後に簡単な確認テストを行います。		•

本講習を受講された方には、後日になりますが「修了証」(資格証)を発行します。 (講習当日ではありませんのでご了承下さい。)

#### 特別教育の省略

次に掲げる者は、特別教育を省略することができる。

- 1 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了したもの
- 2 建築施工系とび科の訓練(普通職業訓練)を修了した者、居住システム系建築科又は居住システム系環境科の訓練(高度職業訓練)を修了した者等足場の組立て等作業主任者技能講習規程 (昭和47年労働省告示第109号)第1条各号に掲げる者
- 3 とびに係る1級又は2級の技能検定に合格したもの
- 4 とび科の職業訓練指導員免許を受けたもの

#### ・・・・技能講習について(作業主任者)・・・・・

「つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の 組立て、解体又は変更の作業」を行うときは、足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者の中 から足場の組立て等作業主任者を選任しなければならないと規定されています。

(労働安全衛生法施行令 第6条第15号)

#### 足場の組立て等作業主任者技能講習

資格を取得するためには、学科13時間の講習を受講し、修了試験に合格しなければならない。 2日間の学科講習のみで、実技講習はありません。

但し、受講資格として「**足場の組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する者**」 という条件があります。

(2年以上の経験者(大学等で土木,建築,造船に関する学科を専攻して卒業した者)は受付してません) **受講される場合は事業者の経験証明が必要となります。**(申込書に経験証明欄があります)

#### 学科講習科目と時間数 (2日間講習)

学 科 講 習 科 目	時間数	合計
1. 作業の方法に関する知識	7時間	
2. 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	3 時間	13時間
3. 作業者に対する教育等に関する知識	1時間30分	13時間
4. 関係法令	1時間30分	
5. 修了試験	1時間	

(科目の免除コースは実施しておりません)

本講習を受講して修了試験に合格された方には、後日になりますが「技能講習修了証」(資格証)を発行します。 (講習当日ではありませんのでご了承下さい。)

労働局登録教習機関

# 一般財団法人 労働安全衛生管理協会



日程、申込はホームページからお願いします。 http://www.roudouanzen.com